

防災基本計画（風水害対策編）
の修正について

平成 1 4 年 3 月

風水害対策に係る修正のポイント (計画への反映事項)

1. 総論

○風水害対策における環境や景観への配慮について

2. 洪水対策

○地下空間における浸水対策

- ・地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発について
- ・洪水時の地下空間の管理者への洪水情報等の的確かつ迅速な伝達について
- ・避難体制の確立について
- ・地下施設への流入防止等浸水被害軽減対策の促進

○水防法改正関係

- ・都道府県知事による洪水予報河川の指定、及び洪水のおそれがあるとき水位または流量の水防管理者等への通知について
- ・国土交通大臣又は都道府県知事による洪水予報河川の浸水想定区域の指定、公表及び関係市町村長への通知について
- ・市町村地域防災計画において、浸水想定区域ごとの洪水予報の伝達方法、避難場所等その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めることについて
- ・市町村長による、地域防災計画に定めた洪水予報の伝達方法、避難場所等の住民への周知について
- ・市町村防災会議の協議会により、市町村相互間の地域防災計画に浸水想定区域ごとの洪水予報の伝達方法、避難場所等を定めることについて

○都市型水害対策

- ・都市型水害対策の基礎調査、影響予測等の実施及び関係機関等への情報提供について
- ・都市型水害に対する危機管理の強化及び被害軽減策について
- ・河川、下水道等の整備促進について
- ・耐水に配慮した町づくりについて

3. 土砂災害対策

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律関係

- ・国土交通大臣による土砂災害防止対策基本指針について
- ・都道府県による、土砂災害防止対策を講じるための基礎調査及び情報の収集について
- ・都道府県知事による土砂災害警戒区域の指定
- ・関係市町村が市町村地域防災計画において計画避難体制に関する事項を定めること、及び円滑な警戒避難のための事項の住民への周知について
- ・都道府県知事による特別警戒区域の指定と開発行為の制限等について

○豪雨災害対策のための情報提供の推進

- ・迅速な警戒避難の判断等に必要な気象情報等の収集体制の強化について
- ・災害時の連絡手段の確保と情報の整理について
- ・自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動の促進、防災情報等の住民等への伝達、住民から行政への異常な現象発生等の伝達手法の確保等、及び住民との連携の強化について
- ・警戒態勢の基準となる指標等早期避難実現のための措置の推進について

4. 高潮対策

○地域防災計画における高潮対策の強化マニュアルの策定等

- ・地域防災計画における高潮対策の策定（促進）について
- ・高潮防災施設整備及び、地域づくりの観点からの高潮対策強化について
- ・高潮ハザードマップの作成の促進について
- ・「津波・高潮防災ステーション」等の活用による海岸利用者等への災害関連情報の提供について
- ・地方自治体による高潮防災気象情報の収集及び住民等への伝達体制の整備について
- ・高潮災害対策の基礎調査、影響予測等の実施及び関係機関等への情報提供について

5. その他

- ・災害に関する知識を持つ住民の育成、災害応急対策に関して一時的に対応に当たる地方公共団体の危機管理体制の強化を図るための専門家の育成について

防災基本計画（H13年1月版）風水害対策関係修正案対照表
第3編 風水害対策編

頁	現 行	防災基本計画修正案（修正分）
57	第1章 災害予防	第1章 災害予防
57	第1節 風水害に強い国づくり、まちづくり	第1節 風水害に強い国づくり、まちづくり
57	○国及び地方公共団体は、地域の特性に配慮しつつ、風水害に強い国づくり、まちづくりを行うものとする。	
57	1 風水害に強い国づくり	1 風水害に強い国づくり
57	○国は、全国総合開発計画等の総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、豪雨、洪水、高潮、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護することに十分配慮するものとする。	○国及び地方公共団体は、治水、海岸保全施設、急傾斜地崩壊対策等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮するものとする。
57	(1) 主要交通・通信機能強化	(1) 主要交通・通信機能強化
57	○国、公共機関及び地方公共団体は、主要な鉄道、道路、港湾等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、ネットワークの充実を含む風水害に対する安全性の確保に努めるものとする。	
57	(2) 首都の防災性の向上	(2) 首都の防災性の向上
57	○国及び首都圏を構成する地方公共団体は、首都圏の果たす中枢機能の重要性にかんがみ、首都圏における都市防災構造化対策等防災対策を推進するものとする。	
57	(3) 風水害に強い国土の形成	(3) 風水害に強い国土の形成
57	○国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、風水害に強い国土の形成を図るため、下記の事項に配慮しつつ、治山、治水、海岸保全施設、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進するものとする。	○国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、風水害に強い国土の形成を図るため、下記の事項に配慮しつつ、治山、治水、海岸保全施設、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進するものとする。
57	・当面の目標として、中規模の洪水（30～40年に一度発生する規模の降雨による洪水）に対応できる大河川の整備、及び時間雨量50mmの降雨に対する中小河川の整備を推進する。	・河川については、河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、整備を推進する。また、都市地域では、水害実績等を踏まえ、流域内の大河川、中小河川、下水道、内水域等それぞれの水害規模、影響等を想定した上で、流域全体の河川、下水道の管理者等が連携し、効果的な治水対策に努めるものとする。
57	・ひとたび発生すると壊滅的な被害になることが多い土砂災害について、その対策を推進する。	
57	・既往最大規模等の高潮、波浪等に対応できる海岸保全施設の整備を推進する。	・既往最大規模等の高潮（高潮偏差、波浪を含む。）に対応できる海岸保全施設の整備を推進する。
57	・台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する山地治山、地すべり防止施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林の造成を図る。	

57 ○国〔環境省、国土交通省、農林水産省、経済産業省〕及び地方公共団体は地盤沈下対策として、地下水汲み上げの規制の実施及び代替工業用水道の建設の促進、地盤沈下による内水被害の発生、堤防高の低下等に対応するための排水機場、水門等の設置、堤防のかさ上げ等の整備等を行うものとする。

58 2 風水害に強いまちづくり

58 (1) 風水害に強いまちの形成

58 ○地方公共団体は、洪水、高潮、がけ崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

58 ○国及び地方公共団体は、避難地、避難路、防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るものとする。

58 ○国土交通省及び地方公共団体は、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

58 ○国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。

58 ・国土交通省及び地方公共団体は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

58 ・国土交通省及び地方公共団体は、河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設、内水排除施設の整備等を推進する。

58 ・国土交通省及び地方公共団体は、我が国の中枢である大都市の中心部等を洪水氾濫による壊滅的な被害から守るための高規格堤防（スーパー堤防）を整備する等、超過洪水対策を推進する。

58 ・国土交通省及び地方公共団体は、防災調整池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することにより、流域の保水・遊水機能が確保されるよう措置する。

2 風水害に強いまちづくり

(1) 風水害に強いまちの形成

○地方公共団体は、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

○国及び地方公共団体は、避難地、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、防災拠点施設等の浸水防止機能確保に努めるものとする。

○国及び地方公共団体は、河川等における災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするため、必要に応じて河川管理用進入路、水防拠点等の施設の整備に努めるものとする。

・国土交通省及び地方公共団体は、河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設、内水排除施設の整備等を推進するとともに、出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。

また、河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等洪水被害の軽減に努めるものとする。

・国土交通省、及び地方公共団体は国の協力を得て、都市の浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査や、ハザードマップの作成に必要な浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション等を行い、これらの情報の関係機関等への提供に努めるものとする。

58

- ・国土交通省及び地方公共団体は、浸水実績、浸水予想区域及び土砂災害危険箇所等を公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備を行う。

58

- ・国土交通省及び地方公共団体は、土石流危険溪流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。

59

- ・国土交通省及び地方公共団体は、高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難地、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の災害弱者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等、生活防災緊急対策を推進する。

- ・国土交通省及び都道府県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川において、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

- ・市町村は浸水想定区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

- ・市町村は浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下にもうけられた施設があるときには、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報の伝達方法を定めるものとする。

- ・浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項について住民に周知させるように努めることとする。

- ・国土交通省又は地方公共団体は、洪水、高潮、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等を公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備を行う。

- ・国土交通省は、土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針の作成及び必要に応じて見直しを行うものとする。

- ・都道府県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施する。

- ・都道府県知事は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、当該区域の指定を受けた関係市町村は警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。

- 59 ・農林水産省及び地方公共団体は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等において、山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備等を行う。
- 59 ・農林水産省及び地方公共団体は、災害に対処するため、農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。
- 59 ・国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、災害発生の際に、被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式を地形的条件等を考慮しつつ推進する。
- 59 (2) 風水害に対する建築物の安全性の確保
- 59 ○国、地方公共団体及び施設管理者は、劇場等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。
- 59 ○国及び地方公共団体は、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の厳守の指導等に努めるものとする。
- 59 ○国及び地方公共団体は、強風による落下物の防止対策を図るものとする。
- 59 ○国及び地方公共団体は、防水扉及び防水板など建物や地下街等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努めるものとする。

- ・都道府県知事は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講ずるものとする。
- 7.住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- イ、建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ウ、土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- エ、勧告による移転者への融資、資金の確保
- ・国及び地方公共団体は、高潮災害のおそれのある区域について、それぞれ必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。
- ・国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、高潮発生の際に、被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式など、地形的条件等を考慮しつつ、海岸保全施設の整備を推進する。
- (2) 風水害に対する建築物の安全性の確保
- 国、地方公共団体及び施設管理者は、地下鉄、地下街や劇場等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。
- 国及び地方公共団体は、防水扉及び防水板の整備など建物や地下街等を浸水被害から守るための対策を促進するよう努めるものとする。また、地下街等の管理者は、浸水被害を防止するため土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講じるよう努めるものとする。
- 地方公共団体は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な災害弱者のために、関連する施設について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮するものとする。

- 59 (3) ライフライン施設等の機能の確保
59 ○国、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
- 59 ○ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。
- 59 ○国、公共機関及び地方公共団体においては、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。
- 60 (4) 災害応急対策等への備え
60 ○国、公共機関及び地方公共団体は、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第1章第2節参照）を平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るものとする。
- 60 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え
60 ○風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合には迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして、以下に掲げる事項を平常時より怠りなく行う必要がある。
- 60 1 災害発生直前対策関係
60 (1) 警報等の伝達
60 ○国〔国土交通省、気象庁〕及び地方公共団体は、警報等を住民、水防管理者等に伝達する体制を整備するものとする。
- 60 (2) 住民の避難誘導體制
60 ○地方公共団体は、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。また、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。
- 60 ○地方公共団体は、土砂災害等に対する警戒避難基準をあらかじめ設定するよう努めるものとする。国は、この基準が設定されるよう、指導及び必要な助言を行うものとする。
- 60 ○地方公共団体は、高齢者、障害者その他のいわゆる災害弱者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

- (3) ライフライン施設等の機能の確保
○国、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、浸水時の耐水化対策等、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
- (4) 災害応急対策等への備え
- 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え
- 1 災害発生直前対策関係
(1) 警報等の伝達
(2) 住民の避難誘導體制
○地方公共団体は、避難指示、避難勧告等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、避難指示又は避難勧告を行う基準を設定するよう努め、また、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。また、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。
○地方公共団体は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努めるものとする。国は、この基準の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

60
60

(3) 災害未然防止活動

○公共施設管理者は、所管施設の緊急点検、応急的な復旧等の対策のための体制整備、必要な資機材の備蓄を行うものとする。また、水防管理者は、平常時より水防活動の体制整備を行っておくものとする。

60

○河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等は、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

60

○気象庁は、発表する情報について都道府県と連携しつつ市町村での効果的利活用に関する助言に努めるものとする。

60

2 情報の収集・連絡関係

60

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

61

○気象庁は、台風、前線の活動等の動向を観測するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。また、台風等による高潮の常時監視・観測を行う体制及び施設、設備の充実を図るものとする。

61

○国〔内閣府、国土交通省、気象庁、海上保安庁、消防庁〕、公共機関及び地方公共団体は、雨量、出水の程度等の気象、海象、水位等の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。

61

○風水害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、国、公共機関及び地方公共団体は、市町村、都道府県、国その他防災機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。

61

○国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

61

○国、地方公共団体は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

○地方公共団体は、地下街等不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。

(3) 災害未然防止活動

○水防管理者は、河川の流下能力不足や堤防の断面不足、漏水の履歴、後背地の状況などから水防活動の必要性が高い区域を、水防計画書で重要水防箇所として記載するものとする。

○国及び地方公共団体は、出水時に円滑な水防活動を実施するため日常より河川管理上支障をきたす違法駐車、放置車両に対し、関係機関と協力し必要な措置を講ずるものとする。

2 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

○国、地方公共団体は住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。

- 61 ○迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、国、地方公共団体は体制の整備を推進するものとする。
- 61 ○国、地方公共団体は、衛星通信、パソコン通信、地域防災無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。
- 61 ○国〔気象庁、国土交通省〕は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図るものとする。
- 61 ○国土交通省及び地方公共団体は、非常時の確実な情報伝達を確保するため、多重無線の通信ネットワークにおいて、回線強化、移動通信回線の充実を図るものとする。
- 61 ○国土交通省は光ファイバーの使用、又はテレメーター化による、水門、排水機場等の河川管理施設や水文観測所等のデータの収集、監視カメラシステム等によるモニタリング等、これらを集中管理するシステムを構築するものとする。

62 (2) 情報の分析整理

- 62 ○国、地方公共団体は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。
- 62 ○国、地方公共団体等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ災害対策を支援する地理情報システムの構築についても推進を図るものとする。また、国等においてはそれらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

62 (3) 通信手段の確保

- 62 ○国、地方公共団体及び電気通信事業者等は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の風水害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。
- 62 ○国及び地方公共団体等は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する

○国〔気象庁、国土交通省〕及び地方公共団体は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図るものとする。

○国土交通省は光ファイバーの使用、又はテレメーター化した通信網を利用した、河川・水路の水位情報や流域の浸水情報、道路の冠水等を把握するとともに、水門、排水機場等の河川管理施設や水文観測所等のデータの収集、監視カメラシステム等によるモニタリング道路情報板による情報提供等、これらを集中管理するシステムを構築するものとする。

○国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、光ファイバー等を活用し、高潮に関する情報の伝達や水門等海岸保全施設の集中管理を行うシステムを構築するなど、住民、海岸利用者等へ情報伝達する体制を整備するものとする。

(3) 通信手段の確保

- 対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。
- 62 ○国、地方公共団体等の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点を十分考慮すること。
- 62 ・災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。
- 62 ・災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。
- 62 ・非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。
- 62 ・移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図ること。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時は、総務省と事前の調整を実施すること。
- 63 ・通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施すること。
- 63 ・災害時に有効な、携帯・自動車電話等、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。
- 63 ・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等の中枢機関に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。
- 63 ・NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。
- 63 ・情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。
- 63 ・内閣府は、災害現地の情報が官邸（「内閣総理大臣官邸」をいう。以下同じ。）及び非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関に伝達されるよう中央防災無線網の整備・拡充等伝送路の確保に努めること。

- 国、地方公共団体等の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点を十分考慮すること。
- ・災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保すること。
- ・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等の中枢機関に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。また、収集された映像情報を防災関係機関へ配信するための通信網の整備を図ること。
- ・災害時の電話輻輳の軽減や、被災者等の不安感の軽減等を図る観点からNTT等の電気通信事業者が災害時に提供する災害用伝言ダイヤル等の仕組みや利用方法等の周知に努めること。

- 63 3 災害応急体制の整備関係
63 (1) 職員の体制
63 ○国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、例えば参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の宿舍の職場近傍での確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討すること。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう、訓練等の実施に努めるものとする。
- 63 ○国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。
- 64 (2) 防災関係機関相互の連携体制
64 ○災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、国、公共機関、地方公共団体は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。
- 64 ○警察庁及び都道府県警察は、緊急かつ広域的な救助活動等を行うための広域緊急援助隊の整備を図るものとする。
- 64 ○消防庁及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。
- 64 ○国及び地方公共団体等は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。
- 64 ○国及び地方公共団体等は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保に努めるものとする。
- 64 (3) 都道府県等と自衛隊との連携体制
64 ○都道府県等と自衛隊は、おのこの計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図るものとする。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに、相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施に努めるものとする。
- 64 ○都道府県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくものとする。

- 3 災害応急体制の整備関係
(1) 職員の体制

○国、地方公共団体は、地域の防災力の充実を図る観点から、専門的な人材の育成確保を図ることが必要であり、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携など人材育成を体系的に図る仕組みを構築する。

- (2) 防災関係機関相互の連携体制

- (3) 都道府県等と自衛隊との連携体制

64 ○都道府県は、いかなる状況において、どのような分野（水防活動、救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておくものとする。

64 (4) 防災中枢機能等の確保、充実

64 ○国、公共機関及び地方公共団体は、土砂災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び浸水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制を整備しておくことにも配慮する。

65 ○国、公共機関、地方公共団体及び救急医療を行う医療機関等災害応急対策に係る機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、停電時でも利用可能なものとするよう努めるものとする。

65 ○国は地方公共団体と協力して、風水害に対し迅速かつ的確に対応できるように、広域的な防災の連携の方策について検討するものとする。

65 ○国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、道路、河川沿い及び海岸隣接部に防災拠点を整備するものとする。

65 ○地方公共団体は、災害時には地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

65 4 災害の拡大防止と二次災害の防止活動関係

65 (1) 浸水被害の発生・拡大防止

65 ○水防管理者は、河川又は海岸ごとに、重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておくものとする。

65 ○国土交通省及び地方公共団体は、堤防側帯、河川防災ステーション等に、水防用・応急復旧資機材の備蓄を図るとともに、緊急時のこれらの確保に当たり、関係業界団体の協力が得られるよう、あらかじめ協議しておくものとする。

65 ○国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、浸水被害の拡大防止のため、移動式ポンプを保有するなど、緊急時に排水対策を行えるよう備えておくものとする。

65 (2) 土砂災害の発生、拡大防止

65 ○国及び地方公共団体は、豪雨等に伴う土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録などの活用のための施策等を推進するものとする。

65 ○国及び地方公共団体は、土砂災害の発生、拡大の防止を図るために必要な資機材を備蓄するとともに、防止対策を実施するための体制の整備を図るものとする。

65 5 救助・救急及び医療活動関係

65 ○国、地方公共団体及び医療関係機関等は、発災時における救助・救急及び医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図るものとする。

(4) 防災中枢機能等の確保、充実

○国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、道路、河川沿い、海岸隣接部及び港湾・漁港に防災拠点を整備するものとする。

4 災害の拡大防止と二次災害の防止活動関係

(1) 浸水被害の発生・拡大防止

(2) 土砂災害の発生、拡大防止

5 救助・救急及び医療活動関係

- 65 (1) 救助・救急活動関係
- 65 ○地方公共団体は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。
- 66 ○国〔防衛庁、海上保安庁〕においても、救助用資機材の整備を推進するものとする。
- 66 ○救助・救急関係省庁〔消防庁、警察庁、防衛庁、海上保安庁〕は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努めるものとする。
- 66 (2) 医療活動関係
- 66 ○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び地方公共団体は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また、地域の実情に応じて、災害時における拠点医療施設を選定するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。
- 66 ○地方公共団体は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。
- 66 ○国は災害時の医療関係者の役割、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修を推進するものとする。
- 66 6 緊急輸送活動関係
- 66 ○地方公共団体は、災害発生時の緊急輸送活動のために、多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）について把握するものとする。また、国及び地方公共団体は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。
- 66 ○地方公共団体は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時において有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ当該地に備蓄するよう努めるものとする。
- 66 ○国〔農林水産省、国土交通省、消防庁〕及び地方公共団体は、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については、特に風水害に対する安全性の確保に配慮するものとする。
- 67 ○警察庁及び地方公共団体等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について風水害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。また、都道府県警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。

- (1) 救助・救急活動関係
- (2) 医療活動関係
- 6 緊急輸送活動関係

- 67 ○警察庁及び都道府県警察は、災害時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。
- 67 ○警察庁及び都道府県警察は、広域的な交通管理体制を整備するものとする。
- 67 ○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。
- 67 ○国及び地方公共団体は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。

67 7 避難収容活動関係

67 (1) 避難場所

- 67 ○地方公共団体は、都市公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し必要な数、規模の避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。避難場所となる施設については、必要に応じ換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。
- 67 ○地方公共団体は、避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。さらに、地方公共団体は、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- 67 ○地方公共団体は、指定された避難場所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- 67 ○地方公共団体は、あらかじめ、避難場所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

67 (2) 応急仮設住宅

- 67 ○国〔国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省〕及び地方公共団体は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。
- 68 ○国及び地方公共団体は、応急仮設住宅の用地に関し、土砂災害の危険箇所等に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

68 8 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動関係

- 68 ○地方公共団体は、大規模な風水害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。
また、備蓄を行うに当たって、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

7 避難収容活動関係

(1) 避難場所

- 地方公共団体は、都市公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し必要な数、規模の避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。避難場所となる施設については、必要に応じ換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。
 - 地方公共団体は、避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。さらに、地方公共団体は、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
 - 地方公共団体は、指定された避難場所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
 - 地方公共団体は、あらかじめ、避難場所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。
- (2) 応急仮設住宅
- 国及び地方公共団体は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。
 - 国及び地方公共団体は、応急仮設住宅の用地に関し、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

8 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動関係

- 地方公共団体は、大規模な風水害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。
また、備蓄を行うに当たって、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

- する。
- 68 ○国〔農林水産省、厚生労働省、経済産業省、総務省〕は、食料、水及び医薬品等生活必需品並びに通信機器等の物資の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。
- 68 ○国及び地方公共団体の備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。
- 68 ○国〔農林水産省、経済産業省〕は、下記の物資について、調達体制の整備に特段の配慮をすることとし、その調達可能量については毎年度調査するものとする。
食料…精米、即席めん、おにぎり、弁当、パン、缶詰、育児用調製粉乳
生活必需品…下着、毛布、作業着、タオル、エンジン発電機、卓上コンロ、ボンベ

- 68 9 施設、設備の応急復旧活動関係
- 68 ○国及び地方公共団体、公共機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。
- 68 ○ライフライン事業者は、風水害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。
- 68 10 被災者等への的確な情報伝達活動関係
- 68 ○地方公共団体は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、有線系も含めた多様な手段の整備に努めるものとする。
- 68 ○国等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
- 69 ○国及び放送事業者等は気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。
- 69 ○国、地方公共団体は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。
- 69 ○国土交通省は、関係機関の協力を得て、雨量、水位、水質等の河川、土砂災害に関する情報の収集、処理、加工、伝達を迅速かつ的確に行う情報伝達システムの高度化を図るとともに、高齢者等の災害弱者においても十分に伝達することができるよう報道機関、市町村等への情報提供を推進し、提供地域の拡大に努めるものとする。

9 施設、設備の応急復旧活動関係

10 被災者等への的確な情報伝達活動関係

- 国、地方公共団体及び放送事業者等は気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。
- 国土交通省及び地方公共団体は、関係機関の協力を得て、雨量、水位、水質、潮位等の河川情報及び、土砂災害、高潮に関する情報等の収集、処理、加工、伝達を迅速かつ的確に行う情報伝達システムの高度化を図るとともに、リアルタイムで整理、提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努めるものとする。また、これらの情報の地下街等の管理者及び地下街等の利用者への伝達体制を確保するとともに、高齢者等の災害弱者に対しても十分に伝達することができるよう報道機関の協力、市町村及び住民等への情報提供を推進し、提供地域の拡大に努めるものとする。

69	○国土交通省は、関係機関の協力を得て、公的施設、各家庭等への端末機器に導入する情報システムを開発し、きめ細かな河川情報、土砂災害に関する情報等の提供に努めるものとする。	○国土交通省及び地方公共団体は、関係機関の協力を得て、公的施設、各家庭等へのきめ細かな河川情報、土砂災害、 <u>高潮</u> に関する情報等の提供に努めるものとする。
69	11 海外からの支援の受入れ活動関係	11 海外からの支援の受入れ活動関係
69	○海外からの支援については、即座に到着が可能であるか、被災地等に過大な負担をかけさせない自己完結型であるかなどを、国〔内閣府、外務省、警察庁〕は発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し、その情報の蓄積を図っておくものとする。	
69	○国〔内閣府等〕はあらかじめ海外からの支援の受入れの可能性のある分野について検討し、その対応方針を定めておくものとする。	
69	○国〔内閣府、外務省、農林水産省、警察庁等〕は、海外からの支援を受け入れる場合に必要な諸手続などについては、あらかじめ定めておくものとする。	
69	12 防災関連機関の防災訓練の実施	12 防災関連機関の防災訓練の実施
69	(1) 国における防災訓練の実施	(1) 国における防災訓練の実施
69	○国は、公共機関及び地方公共団体等と連携を強化し、大規模な風水害を想定した防災訓練・水防演習を積極的に実施するものとする。	
69	○国は、情報の収集、伝達訓練の充実を図るとともに、被災地方公共団体が国に対して行う各種の救援要請に関し機動力を生かした広域的な災害応急対策訓練、及び現地本部設置訓練など、より実践的な防災訓練を実施するものとする。	
69	(2) 地方における防災訓練の実施	(2) 地方における防災訓練の実施
69	○地方公共団体及び公共機関等は、自衛隊、海上保安庁等国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を実施するものとする。	
70	○地方公共団体は、地方公共団体間で密接に連携をとりながら広域訓練を実施するものとする。	
70	(3) 実践的な訓練の実施と事後評価	(3) 実践的な訓練の実施と事後評価
70	○国、地方公共団体及び公共機関が訓練を行うに当たっては、風水害の被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫すること。	
70	○訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。	
70	13 災害復旧・復興への備え	13 災害復旧・復興への備え
70	(1) 各種データの整備保全	(1) 各種データの整備保全
70	○国及び地方公共団体は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。 ・各種データの総合的な整備保全（地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）	

- ・不動産登記の保全 等
- 70 ○公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。
- 70 ○国〔総務省、経済産業省〕は、地域産業の復興の円滑化のため、耐災害性の高い情報通信システムの実現のための調査を行い、企業情報通信システムのバックアップ体制の整備の促進等を図るものとする。
- 70 (2) 復興対策の研究
- 70 ○関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。
- 70 ○内閣府は、被災地方公共団体が復興計画を作成するための指針となる災害復興マニュアルの整備について研究を行うものとする。

70 第3節 国民の防災活動の促進

71 1 防災思想の普及、徹底

- 71 ○自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、国民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、災害弱者を助ける、避難場所ですら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、国、公共機関及び地方公共団体は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

71 2 防災知識の普及、訓練

71 (1) 防災知識の普及

- 71 ○国、公共機関及び地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、風水害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、2～3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等家庭での予防・安全対策、注意報・警報実施時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。また、災害時の家族内の連絡体制の確保を促すものとする。
- 71 ○国及び地方公共団体は、被害の防止、軽減の観点から早期避難に対する住民の理解と協力を得るものとする。地方公共団体は、地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底させるものとする。

(2) 復興対策の研究

第3節 国民の防災活動の促進

1 防災思想の普及、徹底

2 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

- 国、公共機関及び地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、風水害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、2～3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等家庭での予防・安全対策、注意報・警報実施時や避難勧告等発表時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。また、災害時の家族内の連絡体制の確保を促すものとする。
- 国及び地方公共団体は、被害の防止、軽減の観点から早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。地方公共団体は、地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底させるとともに、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティーを活かした避難活動を促進する。

71 ○地方公共団体は、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、土砂災害危険箇所等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でとりまとめたハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するものとする。また、地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。

71 ○また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

71 ○防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用するものとする。

71 ○国及び地方公共団体は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

71 (2) 防災訓練の実施、指導

72 ○国及び地方公共団体は防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的に防災訓練等を実施するものとする。

○地方公共団体は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。また、中小河川や内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。更に、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップを地下街等の管理者へ提供する。

・土砂災害危険箇所等の土砂災害に関する総合的な資料を図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。

・高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

・また、地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努めるものとする。

○地下街等の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成し、従業員などへの防災教育、訓練を行うよう努めるものとする。

○水防管理者は、地域住民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するように努めるものとする。

○国〔気象庁、国土交通省〕は、河川の洪水時の状況を住民が容易に理解ができるよう、河川情報・気象情報の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

○国、地方公共団体は、地域の防災力を高めて行くため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図ること。

(2) 防災訓練の実施、指導

72 ○地方公共団体は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動等の習熟を図るものとする。

72 (3) 防災知識の普及、訓練における災害弱者への配慮

72 ○防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等災害弱者に十分配慮し、地域において災害弱者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

72 3 国民の防災活動の環境整備

72 (1) 消防団、水防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

72 ○消防庁及び地方公共団体は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。

72 ○国土交通省及び地方公共団体は、水防団の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るとともに、水防団の活性化を推進し、その育成、強化を図るものとする。

72 ○地方公共団体は、自主防災組織の育成、強化を図るものとする。このため、組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

72 ○消防庁及び地方公共団体は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図るものとする。

72 ○警察庁及び地方公共団体は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

72 (2) 防災ボランティア活動の環境整備

72 ○地方公共団体は、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

72 ○国及び地方公共団体は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について検討するものとする。

○国及び地方公共団体は、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。また、訓練の実施にあたっては、ハザードマップを活用しつつ行うものとする。

○地方公共団体は、地下街等における水災を想定し、避難誘導、関係する各組織との連携等の訓練の実施に努めるものとする。

(3) 防災知識の普及、訓練における災害弱者への配慮

3 国民の防災活動の環境整備

(1) 消防団、水防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

○国土交通省及び地方公共団体は、水防団の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るとともに、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進し、その育成、強化を図るものとする。

(2) 防災ボランティア活動の環境整備

- 73 (3) 企業防災の促進
- 73 ○企業は、風水害時の企業の果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。
- 73 ○このため、国及び地方公共団体は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災マニュアルの作成等の促進策の検討、実施を図るものとする。また、地方公共団体は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。
- 73 第4節 風水害及び風水害対策に関する研究及び観測等の推進
- 73 (1) 風水害及び風水害対策に関する研究の推進
- 73 ○国は、防災に係る見地から、風水害及び風水害対策に関する科学技術及び研究の振興を図るとともに、海外研究機関を含む研究機関間のもとより、研究機関と行政機関との連携を推進し、防災施策に生かしていくものとする。
- 73 ○国は、風水害及び風水害対策に資する基本的なデータの集積、各種試験研究施設・設備の充実・整備、研究所や大学等における防災研究の推進、防災技術の研究開発の推進を図るものとする。
- 73 ○研究機関は、風水害に関する観測研究の成果が、防災体制の強化に資するよう、国及び地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するものとする。
- 73 (2) 予測、観測の充実・強化等
- 73 ○国〔気象庁等〕及び地方公共団体は雨量、水位等の観測体制、施設の充実・強化等を図るものとする。
- 73 ○気象庁は気象予測の高度化を図るものとする。
- 73 (3) 社会学的研究等の推進
- 73 ○研究分野としては、台風や災害の発生等自然現象そのものの理学的・工学的研究のみならず、災害時の人間行動や情報伝達など社会的分野についての研究も積極的に行うものとする。
- 73 ○風水害により被災した施設の管理者は、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じ国又は地方公共団体に報告する。国又は地方公共団体は、この報告を受け、又は自ら被災原因の分析等を行い、必要に応じ、基準の改訂、責任の明確化等適切な措置を講ずる。

(3) 企業防災の促進

第4節 風水害及び風水害対策に関する研究及び観測等の推進

(1) 風水害及び風水害対策に関する研究の推進

- 国は、風水害対策に資する基本的なデータの集積、各種試験研究施設・設備の充実・整備、研究所や大学等における防災研究の推進、防災技術の研究開発の推進を図るとともに、その成果を地方公共団体等の関係機関が活用できるように努めるものとする。
- 研究機関は、風水害に関する観測研究の成果が、災害危険区域の指定をはじめとする防災体制の強化に資するよう、国及び地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するものとする。
- (2) 予測、観測の充実・強化等
- 気象庁は、気象予測の高度化を図る。特に、降水短時間予報等時間的・地域的に細分化した大雨予測技術の精度向上を行うものとする。
- 国〔気象庁、国土交通省〕及び都道府県は、先行降雨等を考慮した地滑り、土石流、がけ崩れ等の予測技術の開発・精度向上を図るものとする。
- 国土交通省及び都道府県は、河川水位等の予測のため最新の資料・技術等を活用した予測システムの開発・実用化を図るものとする。
- (3) 社会学的研究等の推進

- 75 第2章 災害応急対策
- 75 ○風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。
- 75 ○応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第1次的には市町村があたり、都道府県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものにあたる。また、地方公共団体の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に応急対策を支援するものとする。
- 75 ○風水害の災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、応急収容、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。この他、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。
- 75 第1節 災害発生直前の対策
- 75 ○風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。
- 75 1 風水害に関する警報等の伝達
- 75 ○気象庁は、災害が発生する可能性がある場合には、風、降雨等の気象状況及びその警報または、注意報を、報道機関等の協力を求めて住民等に周知する。
- 75 ○国〔気象庁、国土交通省〕及び地方公共団体は、被害を及ぼす可能性のある洪水等の状況を把握し、予想した場合、関係機関・報道機関等を通じて住民に対し速やかに伝達するものとする。その際、対象者に漏れなく、災害弱者にも配慮するとともに住民にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。
- 75 ○国土交通省及び都道府県は、洪水等により水防上必要がある場合には水防警報を水防管理者に伝達し、これに基づき水防団、消防機関等が出動等を行うものとする。
- 75 ○気象庁と国土交通省は共同して2以上の都府県にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上大きな損害が生ずるおそれがあるものについて、洪水のおそれがあるときは、水位又は流量を示してその状況を関係都道府県知事に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知徹底させるものとする。

- 第2章 災害応急対策
- 第1節 災害発生直前の対策
- 1 風水害に関する警報等の伝達
- 気象庁は、迅速な水防活動の立ち上がりを支援するために、降水短時間予報等の雨量予報情報の情報提供に努めるものとする。
- 国〔気象庁、国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、被害を及ぼす可能性のある洪水、土砂災害、高潮等の状況を把握し、予想した場合、関係機関・報道機関等を通じて住民に対し速やかに伝達するものとする。その際、対象者に漏れなく、災害弱者にも配慮するとともに住民にとってわかりやすく伝達するよう努めるものとする。
- 気象庁と国土交通省は共同して、2以上の都府県にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがある河川として国土交通大臣が指定した河川において、洪水のおそれがあるときは、水位又は流量を示してその状況を関係都道府県知事に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、

一般に周知するものとする。また、都道府県知事は、この通知を受けた場合は、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、受けた通知に係る事項を通知するものとする。

○気象庁と都道府県は共同して国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川として都道府県が指定した河川において、洪水のおそれがあるときは、水位又は流量を示してその状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者等に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

2 住民の避難誘導

76 2 住民の避難誘導

- 76 ○地方公共団体は、風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。
- 76 ○地方公共団体は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。
- 76 ○住民への避難勧告等の伝達に当たっては市町村防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。
- 76 ○避難誘導に当たっては、地方公共団体は、避難場所及び避難路や浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。
- 76 ○また、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。
- 76 ○情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、災害弱者に十分配慮するよう努めるものとする。
- 76 ○避難勧告等の解除に当たっては十分に安全性の確認に努めるものとする。

3 災害未然防止活動

76 3 災害未然防止活動

- 76 ○水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。
- 76 ○河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等は、洪水、高潮の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通知するとともに一般に周知させるものとする。

○水防団及び消防機関は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、地方公共団体と連携し、現地における迅速な水防活動の実施のため、必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、又はその区域からの退去等の指示を実施するものとする。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

1 災害情報の収集・連絡

(1) 被害規模の早期把握のための活動

○また、被害規模を早期に把握するため、警察庁は現場と警察本部が行う交信情報を、消防庁及び地方公共団体は119番通報が殺到する状況等の情報を、国土交通省は水防団の活動や状況報告に関する情報を積極的に収集するものとする。

(2) 災害発生直後の被害の第1次情報の収集・連絡

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

77 ○風水害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策
77 の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、この
ため、風水害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連
77 絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多く
の情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期
把握を行う必要がある。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 被害規模の早期把握のための活動

77 ○国、地方公共団体等は、災害発生直後において、概括的被害情報、
77 ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被
害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

77 ○国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体等は水防団等の巡
視活動等を通じ、被害状況の早期把握を行うものとする。

77 ○国〔国土交通省、農林水産省、警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安
庁等〕及び地方公共団体は、大規模な風水害が発生した場合には、
天候状況を勘案しながら必要に応じ航空機による目視、撮影等によ
る情報収集を行うものとする。

77 ○国〔警察庁、消防庁、防衛庁、国土交通省、農林水産省、海上保安
庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害
規模の把握を行うものとする。

77 ○また、被害規模を早期に把握するため、警察庁は現場と警察本部が
行う交信情報を、消防庁及び地方公共団体は119番通報が殺到す
る状況等の情報を、建設省は水防団の活動や状況報告に関する情報
を積極的に収集するものとする。

77 ○国等は、地理情報システム及びモニタリングシステム等を利用し、
被害規模を早期に評価するものとする。

(2) 災害発生直後の被害の第1次情報の収集・連絡

77 ○市町村は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集すると
77 ともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直
ちに都道府県へ連絡するものとする。ただし、通信の途絶等により
都道府県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。

77 ○都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な
被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に
報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また、都道府県
警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

- 78 ○警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を内閣府（指定公共機関にあっては直接又は関係指定行政機関を通じ）に連絡し、内閣府は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸〔内閣情報調査室〕及び関係機関に連絡する。
- 78 ○大規模な風水害が発生した場合には、必要に応じ関係省庁〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等〕及び民間公共機関等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣情報調査室〕に連絡する。
- 78 (3) 一般被害情報等の収集・連絡
- 78 ○地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを内閣府又は非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。
- 78 ○指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて内閣府、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。
- 78 ○指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必要に応じて内閣府、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。
- 78 ○内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を必要に応じ内閣総理大臣に報告する。
- 78 ○内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を共有するために、指定行政機関、指定公共機関に連絡する。
- 78 ○非常本部等は、収集した被害情報を都道府県に連絡する。
- 78 (4) 応急対策活動情報の連絡
- 78 ○市町村は、都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。
- 78 ○都道府県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、非常本部等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を非常本部等に連絡するとともに、必要に応じ都道府県、公共機関に連絡する。
- 78 ○内閣府又は非常本部等は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。
- 79 ○非常本部等は、収集した応急対策活動情報や非常本部等において調整された応急対策活動情報を、必要に応じ指定行政機関及び都道府県等に連絡する。
- 79 ○関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- 79 2 通信手段の確保
- 79 ○災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、

- 警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を内閣府（指定公共機関にあっては直接又は関係指定行政機関を通じ）に連絡し、内閣府は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸〔内閣官房〕及び関係機関に連絡する。
- 大規模な風水害が発生した場合には、必要に応じ関係省庁〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等〕及び民間公共機関等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣官房〕に連絡する。
- 大規模な風水害が発生した場合には、必要に応じ、官邸において、関係省庁幹部による緊急参集チームが情報の集約を行う。
- (3) 一般被害情報等の収集・連絡
- 地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。
- 指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕、内閣府、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。
- 指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必要に応じて官邸〔内閣官房〕、内閣府、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。
- 内閣官房、内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を必要に応じ内閣総理大臣に報告する。
- 内閣官房、内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を共有するために、指定行政機関、指定公共機関に連絡する。
- (4) 応急対策活動情報の連絡
- 内閣官房、内閣府又は非常本部等は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

2 通信手段の確保

- 79 ・国、公共機関及び地方公共団体は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省に連絡するものとし、総務省は通信の確保に必要な措置を講ずる。
- 79 ・国、地方公共団体及び電気通信事業者は、携帯・自動車電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。
- 79 ○電気通信事業者は、災害時における国及び地方公共団体等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。
- 79 ○総務省は、緊急時において重要通信を確保するため、通信システムの被災状況等を迅速に把握し、活用可能な通信システムを重要通信に充てるための調整を円滑に行うものとする。
- 79 ○国、地方公共団体等は、災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため通信運用の指揮要員等を災害現地に配置し、通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう努めるものとする。
- 79 第3節 活動体制の確立
- 79 ○第1・2節により収集・連絡された情報に基づく判断により、関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。また、国においては、必要に応じ、災害対策関係省庁連絡会議の開催、非常本部等の設置を行う。
- 79 1 地方公共団体の活動体制
- 79 ○地方公共団体は、災害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置、現地災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。
- 79 ○地方公共団体は、指定行政機関、公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。
- 80 2 広域的な応援体制
- 80 ○地方公共団体等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また、大規模な風水害が発生した時は、被災地以外の地方公共団体は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。
- 80 3 指定行政機関、公共機関の活動体制
- 80 ○指定行政機関及び公共機関は、災害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。
- 80 ○指定行政機関及び公共機関は、機関相互間、地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

第3節 活動体制の確立

- 第1・2節により収集・連絡された情報に基づく判断により、関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。また、国においては、必要に応じ、災害対策関係省庁連絡会議、緊急参集チーム会議及び関係閣僚会議を開催するとともに、非常本部等を設置する。

3 内閣官房、指定行政機関、公共機関の活動体制

- 内閣官房は、大規模な風水害の発生のおそれがある場合又は大規模な風水害が発生した場合、必要に応じ、官邸連絡室又は官邸対策室を設置し、効率的かつ効果的な初動対応体制を確立するものとする。

80 ○ライフライン事業者については、必要に応じ、応急対策に関し広域的
80 応援体制をとるよう努めるものとする。

80 4 災害対策関係省庁連絡会議の開催等

80 ○大規模な風水害発生時には、気象、水象及び被害の第1次情報につ
80 いての確認、共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて
80 災害対策関係省庁連絡会議を開催するものとする。

80 ○災害対策関係省庁は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ
80 的確な実施に資するため、必要に応じ、担当者より成る調査団を
80 現地に派遣するものとする。

5 緊急参集チーム会議及び関係閣僚会議の開催

○大規模な風水害発生時には、迅速な対処体制を確立するため、必要
517 に応じ、緊急参集チーム会議及び関係閣僚会議を開催するものとする。

80 5 非常災害対策本部等の設置等

80 (1) 非常災害対策本部の設置と活動体制

80 ○収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたとき
80 は、国は直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。

80 ○非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、内閣府は、速やか
80 に別に定める申合せにより所要の手続きを行い、非常災害対策本部
80 の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の
80 設置場所は、原則として中央合同庁舎5号館内とする。

80 ○非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く）は、内閣府等の局長
80 級職員及び指定行政機関の課長級職員で構成する。

80 ○非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における
80 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認め
80 るときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、
80 地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方
80 公共機関に対し、必要な指示をするものとする。

81 ○非常災害対策本部の事務局は、被害の程度に応じ体制を強化し、別
81 に定める申合せにより、内閣府及び関係省庁の職員により分野別の
81 班を設け災害応急対策の総合調整に関する活動等を実施する。

81 (2) 緊急災害対策本部の設置と活動体制

81 ○収集された情報により著しく異常かつ激甚な被害が発生していると
81 認められたときは、国は直ちに緊急災害対策本部を設置するもの
81 とする。

81 ○緊急災害対策本部の設置方針が決定されたときは、内閣府は、速やか
81 に必要な閣議請議等の手続きを行うなど、別に定める申合せによ
81 り所要の手続きを行い、緊急災害対策本部の設置等を行うものとする。

81 ○緊急災害対策本部の設置場所は官邸内、その事務局の設置場所は官
81 邸及び中央合同庁舎5号館内とすることを原則とする。

6 非常災害対策本部等の設置等（以下番号送り）

(1) 非常災害対策本部の設置と活動体制

(2) 緊急災害対策本部の設置と活動体制

- 81 ○緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに指定行政機関の長の権限を委任された当該緊急災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。
- 81 ○緊急災害対策本部の事務局は、被害の程度に応じ体制を強化し、別に定める申合せにより、内閣府及び関係省庁の職員により分野別の班を設け災害応急対策の総合調整に関する活動等を実施する。
- 81 (3) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置
- 81 ○収集された情報により国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは、直ちに内閣総理大臣は災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置（既に設置されている場合を除く。）を行うものとする。
- 81 (4) 非常災害対策本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置
- 81 ○非常本部等は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、政府調査団の派遣を行うとともに、指定地方行政機関、地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部（以下、「現地対策本部」という。）の設置を行うものとする。
- 82 ○また、必要に応じ、政府調査団に先立ち、ヘリコプター等により緊急に担当官を現地に派遣するものとする。
- 82 ○現地対策本部の設置に当たっては、別に定める申合せによるものとする。緊急災害現地対策本部の場合は、必要な閣議請議等の手続きを行う。
- 82 ○現地対策本部長は原則として内閣府副大臣とし、現地対策本部員は、本省庁課長級職員又は地方出先機関の部長級職員によって構成されるものとする。
- 82 ○現地対策本部員等予定者は、緊急の輸送についての事前のとりきめに基づき、自衛隊のヘリコプター等により政府調査団のメンバー等として現地に派遣され、そのまま現地対策本部員等として現地対策本部に常駐し、被災地方公共団体と連絡調整を図りつつ政府が実施する対策を処理するとともに、地方公共団体の災害対策に対して、支援、協力等を行うものとする。
- 82 6 自衛隊の災害派遣
- 82 ○都道府県知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

(3) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置

(4) 非常災害対策本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置

7 自衛隊の災害派遣

- 82 ○市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。
- 82 ○自衛隊は、都道府県知事等法令で定める者から要請を受けたときは要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行う。
- 82 ○市町村長は、通信の途絶等により都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう要求できない場合には、その旨及びその市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。この通知をしたときは、速やかにその旨を都道府県知事に通知するものとする。
- 82 ○要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば大規模な風水害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により都道府県庁等と連絡が不可能である場合や上記の市町村長からの通知を受けた場合等における人命救助のための部隊等の派遣等、風水害に際し、その事態に照らし特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。
- 82 ○庁舎、営舎その他防衛庁の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。
- 83 ○自衛隊が災害派遣時に実施する救急活動の内容は、災害の状況、他の救急機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の搜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路の啓開、応急医療・救護・防疫、人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水、救援物資の無償貸与又は譲与、危険物の保安及び除去等を実施するものとする。
- 83 第4節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動
- 83 ○風水害においては、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。また、堤防等の被害による再度災害、風倒木の流出による二次災害の危険性もあり、応急対策が必要となる。
- 83 (1) 浸水被害の拡大、再度災害の防止
- 83 ○国及び地方公共団体は、浸水被害が発生した場合、その被害を軽減するため、必要に応じて排水対策を実施するものとする。
- 83 ○国及び地方公共団体は、被害を受けた堤防等について、浸水被害の拡大をくい止めるため、また施設の応急復旧を行うものとする。
- 83 (2) 土砂災害の発生、拡大防止
- 83 ○国及び地方公共団体は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、土砂災害危険箇所の点検を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うものとする。

第4節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

- (1) 浸水被害の拡大、再度災害の防止
- (2) 土砂災害の発生、拡大防止

83 ○国及び地方公共団体は、土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施するものとする。

83 (3) 風倒木対策

83 ○国及び地方公共団体は、風倒木による二次災害を防止するため、必要に応じ風倒木の除去など応急対策を講じるものとする。

83 第5節 救助・救急及び医療活動

83 ○災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

84 1 救助・救急活動

84 (1) 住民及び自主防災組織の役割

84 ○住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

84 (2) 被災地方公共団体による救助・救急活動

84 ○被災地方公共団体は、その区域内における救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常本部等、現地対策本部等国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

84 (3) 被災地以外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動

84 ○被災地以外の地方公共団体は、被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。

84 ○非常本部等は必要に応じ、消防庁、警察庁、防衛庁及び海上保安庁等に対し、応援を依頼するものとする。

84 ○非常本部等又は現地対策本部は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、自衛隊等の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう総合調整を行うものとする。

84 ○警察庁は、必要に応じ、広域緊急援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。

84 ○消防庁は、必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。

84 ○自衛隊は、必要に応じ、又は非常本部等の依頼に基づき、救助・救急活動を行うものとする。

84 ○海上保安庁は、海上における災害に係る救急救助活動を行うものとし、更に可能な場合は必要に応じ、又は非常本部等の依頼等に基づき、被災地方公共団体の活動を支援するものとする。

84 (4) 資機材等の調達等

84 ○救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

(3) 風倒木対策

第5節 救助・救急及び医療活動

1 救助・救急活動

(1) 住民及び自主防災組織の役割

(2) 被災地方公共団体による救助・救急活動

(3) 被災地以外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動

(4) 資機材等の調達等

84 ○国及び地方公共団体は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

84 2 医療活動

84 (1) 被災地域内の医療機関による医療活動

85 ○被災地方公共団体は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、必要に応じ、その区域内の民間医療機関に対し、医療活動の協力を求めるものとする。

85 ○国〔厚生労働省、文部科学省、防衛庁〕及び日本赤十字社は、被災地域内の国立病院、国立療養所、国立大学病院、自衛隊の病院、日赤病院等において医療活動を行うものとする。

85 ○被災地域内の医療機関等は、病院建物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行うものとする。

85 ○被災地内の医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

85 ○被災地域内の医療機関は、状況に応じ、救護班を派遣するよう努めるものとする。

85 ○現地対策本部は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、救護班派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。

85 (2) 被災地域外からの救護班の派遣

85 ○被災地方公共団体は、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は非常本部等に対し、救護班の派遣について要請するものとする。

85 ○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し救護班を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの救護班の派遣を要請するものとする。

85 ○自衛隊は、要請に応じ、救護班を編成し、派遣するものとする。

85 ○消防庁は、被災地以外の市町村の救急隊等からなる救護班による応援のための措置をとるものとする。

85 ○救護班を編成した医療関係機関は、その旨非常本部等に報告するよう努めるものとする。

85 ○被災地域を含む都道府県は、その区域内又は近隣都道府県からの救護班の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所の確保を図るものとする。

85 ○非常本部等は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、広域的な見地から、救護班の派遣に係る総合調整を行うものとする。

85 ○救護班の緊急輸送について、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛庁、消防庁、警察庁〕は、必要に応じ、又は国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び地方公共団体からの要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。

2 医療活動

(1) 被災地域内の医療機関による医療活動

(2) 被災地域外からの救護班の派遣

- 86 (3) 被災地域外での医療活動
- 86 ○被災地方公共団体は、必要に応じて、広域後方医療関係機関〔厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社〕に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。
- 86 ○広域後方医療関係機関は、必要に応じて広域後方医療施設を選定し、その結果を非常本部等に報告するものとする。
- 86 ○非常本部等は、必要に応じ、又は関係機関の要請に基づき、広域後方医療活動の総合調整を行うものとする。
- 86 ○広域後方医療施設への傷病者の搬送について、緊急輸送関係省庁は、必要に応じ、又は広域後方医療関係機関若しくは地方公共団体からの要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。
- 86 第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
- 86 ○第5節に述べた救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、また、被害の拡大防止、さらに避難者に緊急物資を供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。
- 86 1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
- 86 ○交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。
- 86 (1) 輸送に当たっての配慮事項
- 輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。
- 一 人命の安全
- 二 被害の拡大防止
- 三 災害応急対策の円滑な実施
- 86 (2) 輸送対象の想定
- 86 一 第1段階
- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要の人員及び物資
- 87 二 第2段階
- ア 上記一の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要の人員及び物資
- 三 第3段階
- ア 上記二の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資

- (3) 被災地域外での医療活動
- 第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
- 第5節に述べた救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、また、災害の発生防止、被害の拡大防止、さらに避難者に緊急物資を供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。
- 1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
- (1) 輸送に当たっての配慮事項
- (2) 輸送対象の想定
- イ 消防、水防活動等災害の発生防止・拡大防止のための人員、物資

ウ 生活必需品

- 87 2 交通の確保
- 87 ○風水害発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要がある、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。
- 87 (1) 非常災害対策本部等による調整等
- 87 ○交通の確保は災害応急対策の成否に関わる重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするものであるため、非常本部等は、必要に応じ、交通の確保に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか、関係機関に対し報告を求め、又は必要な依頼を行うものとする。
- 87 (2) 道路交通規制等
- 87 ○都道府県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。
- 87 ○都道府県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の都道府県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じ、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用し、緊急輸送の確保に資するものとする。
- 87 ○都道府県警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに住民等に周知徹底を図るものとする。
- 88 ○都道府県警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による先導等を行うものとする。
- 88 ○都道府県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令等を行うものとする。
- 88 ○国家公安委員会は、都道府県公安委員会に対し、必要に応じ、広域的な見地から指示を行うものとする。
- 88 ○警察庁は、都道府県警察が行う交通規制について広域的な見地から調整を行うとともに、都道府県警察に対して必要に応じ指導を行うものとする。
- 88 ○交通規制に当たって、警察機関、道路管理者及び非常本部等は、相互に密接な連絡をとるものとする。
- 88 ○非常本部等は、必要に応じ、又は警察庁からの要請に基づき、他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。
- 88 ○道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、交通関係機関へ連絡、通行規制その他必要な措置を講ずるものとする。
- 88 (3) 道路の応急復旧等

- 2 交通の確保
- 風水害が発生し、又は発生しようとしている場合、特に風水害発生初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要がある、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。
- (1) 非常災害対策本部等による調整等
- (2) 道路交通規制等
- (3) 道路の応急復旧等

- 88 ○国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うとともに、被災地方公共団体等他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送ルートの確保を最優先に応急復旧等を実施すること。
- 88 ○道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努めるものとする。
- 88 ○路上の障害物の除去について、道路管理者、警察機関、消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。
- 88 ○道路管理者は、建設業者との間に応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努めるものとする。
- 88 ○国土交通省は、道路の被害状況及び復旧状況等について、非常本部等に報告するものとする。
- 88 (4) 航路の障害物除去等
- 88 ○国土交通省は、開発保全航路について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常本部等に報告するとともに、障害物除去等に努めるものとする。
- 89 ○港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常本部等に報告するとともに、障害物除去等に努めるものとする。
- 89 ○海上保安庁は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を非常本部等に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。
- 89 (5) 港湾及び漁港の応急復旧等
- 89 ○港湾管理者は、港湾施設について、早急に被害状況を把握し、国土交通省に対して被害状況を報告するものとする。また、国土交通省及び港湾管理者は、必要に応じ応急復旧等を行うものとする。
- 89 ○漁港管理者は、漁港施設について早急に被害状況を把握し、応急復旧を行うとともに、農林水産省に対して、被害状況を報告するものとする。
- 89 ○海上保安庁は、航路標識が破損し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努めるものとする。
- 89 ○国土交通省及び農林水産省は、港湾及び漁港の被害状況及び復旧状況について非常本部等に報告するものとする。
- 89 (6) 海上交通の整理等
- 89 ○海上保安庁は、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。
- 89 ○海上保安庁は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止するものとする。

(4) 航路の障害物除去等

(5) 港湾及び漁港の応急復旧等

(6) 海上交通の整理等

89 ○海上保安庁は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。

89 (7) 飛行場等の応急復旧等

89 ○国土交通省は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、非常本部等に報告し、応急復旧等を行うとともに、空港管理者に対して応急復旧等を要請するものとする。

90 ○空港管理者は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、応急復旧等を行うものとする。

90 ○国土交通省、空港管理者及び非常本部等は、相互の連絡を密にして効果的な応急復旧等を行うものとする。

90 ○地方公共団体は、あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

90 (8) 航空管制等

90 ○国土交通省は、情報収集、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させ、一般航空機の運航、着陸については極力制限する等災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。

90 (9) 鉄道交通の確保

90 ○国土交通省は、鉄道の被害状況について早急に把握し、非常本部等に報告し、鉄道事業者に対して応急復旧等を要請するものとする。

90 ○鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、応急復旧等を行うものとする。

90 (10) 広域輸送拠点の確保

90 ○地方公共団体は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から広域輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

90 3 緊急輸送

90 ○緊急輸送関係省庁及び地方公共団体は、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し総合的・積極的に緊急輸送を実施するものとする。特に、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活用を推進する。

90 ○非常本部等は、緊急輸送体制に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか、必要に応じ、又は被災地方公共団体等からの要請に基づき、緊急輸送関係機関に対し、緊急輸送活動の依頼を行うものとする。

90 ○国土交通省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、航空運送事業者、道路運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者に対して緊急輸送の協力要請を行うものとする。

90 ○海上保安庁は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、自ら保有する船舶、航空機等を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。

(7) 飛行場等の応急復旧等

(8) 航空管制等

(9) 鉄道交通の確保

(10) 広域輸送拠点の確保

3 緊急輸送

- 91 ○自衛隊は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、自ら保有する航空機、車両、船舶を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。
- 91 ○消防庁は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、消防機関に対して緊急輸送の要請を行うものとする。
- 91 ○地方公共団体は、必要に応じ、自ら緊急輸送活動を行うほか、輸送関係機関及び非常本部等に緊急輸送を要請するものとする。
- 91 4 燃料の確保
- 91 ○緊急輸送を行う関係機関及び資源エネルギー庁は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。
- 91 第7節 避難収容活動
- 91 ○風水害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、安全が確保されるまでの間あるいは住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、当面の居所を確保することは、住民の安全を確保するとともに、精神的な安心につながるものでもある。さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第1歩を用意する必要がある。
- 91 1 避難誘導の実施
- 91 ○発災時には、地方公共団体は、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。
- 91 ○避難誘導に当たっては、地方公共団体は、避難場所及び避難路や浸水区域、土砂災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
- 91 ○地方公共団体は、交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。
- 91 2 避難場所
- 91 (1) 避難場所の開設
- 91 ○地方公共団体は、発災時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ管理者の同意を得て避難場所として開設する。
- 91 (2) 避難場所の運営管理
- 92 ○地方公共団体は、各避難場所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。
- 92 ○地方公共団体は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。

4 燃料の確保

第7節 避難収容活動

1 避難誘導の実施

2 避難場所

(1) 避難場所の開設

- 地方公共団体は、発災時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難場所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。

(2) 避難場所の運営管理

92	○地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮するものとする。
92	○なお、地方公共団体は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。
	(以下修正なしに付き本文略)
92	3 応急仮設住宅等
93	4 災害弱者への配慮
93	第8節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動
94	第9節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動
94	1 保健衛生
95	2 防疫活動
95	3 遺体の処理等
95	第10節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動
95	1 社会秩序の維持
95	2 物価の安定、物資の安定供給
95	第11節 施設、設備の応急復旧活動
96	第12節 被災者等への的確な情報伝達活動
97	第13節 自発的支援の受入れ
97	1 ボランティアの受入れ
97	2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ
98	3 海外からの支援の受入れ
99	第3章 災害復旧・復興
99	第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

99	第2節 迅速な原状復旧の進め方	
99	1 被災施設の復旧等	
100	2 がれきの処理	
100	第3節 計画的復興の進め方	
100	1 復興計画の作成	
100	2 防災まちづくり	
101	第4節 被災者等の生活再建等の支援	
102	第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	

第15編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

頁	現 行	修 正 追 加 等
385	○防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項は、おおむね次のとおりとする。	
385	第1章 災害予防に関する事項	第1章 災害予防に関する事項
385	1 国土保全施設の整備に関する事項	
385	災害を予防するための国土保全施設の整備に関する計画	
385	2 既存ライフライン・公共施設の災害に対する安全性の確保に関する事項	
385	既存ライフライン・公共施設の災害に対する安全性を確保するための点検、防災対策の推進等に関する計画	
385	3 緊急輸送の確保に関する事項	
385	緊急輸送ネットワークの指定と、指定された施設等の整備、並びに緊急輸送を確保するための体制の整備に関する計画	
385	4 防災上必要な教育に関する事項	4 防災上必要な教育に関する事項
385	防災業務に従事する職員等に対し、防災研修会等の実施、災害関係法令集、防災マニュアル等を配布して行う防災教育の実施に関する計画並びに幼児、児童、生徒・一般住民に対し、自主防災思想の <u>かん養</u> 、災害予防措置及び避難の方法の習得のため必要な学校教育及び社会教育の実施に関する計画	防災業務に従事する職員等に対し、他の地方公共団体の研修制度及び国の研修機関等の活用、大学の防災に関する講座等との連携なども考慮した防災研修会等の実施、災害関係法令集、防災マニュアル等を配布して行う防災教育の実施に関する計画並びに幼児、児童、生徒・一般住民に対し、自主防災思想の <u>かん養</u> 、災害予防措置及び避難の方法の習得のため必要な学校教育及び社会教育の実施に関する計画
385	5 防災上必要な訓練（図上訓練、指導者演習を含む。）に関する事項	
385	防災業務に従事する職員等及び災害予防責任者に対する防災訓練のため必要な組織、一般住民の参加を含めた実施方法等に関する計画並びに各地域の具体的な災害の想定に基づく総合防災訓練の推進に関する計画	
385	6 災害安全運動に自然災害時対策を採用することに関する事項	
385	産業災害、水害、土砂災害、火災、交通事故等国民の日常生活の安全をおびやかす災害の防止に関する運動にあたり、自然災害時における避難救助等災害防止に関する事項をあわせ採用する計画	
385	7 災害備蓄制度の運用に関する事項	
385	主要食料、飲料水、衣料、寝具その他の生活必需品、医薬品、仮設トイレ、応急住宅用建設資材、応急復旧用資材、種子、飼料等の備蓄、運用及び輸送等に関する計画	
385	8 地方公共団体の災害対策基金等の管理に関する事項	
385	災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、地方公共団体の災害対策基金等の積立、運用等に関する計画	
386	9 気象業務に関する施設の整備等に関する事項	
386	気象業務に必要な観測、予報、通信等の施設及び設備に関する計画	

386	<p>並びに観測機関相互の情報交換、連携に関する計画</p> <p>10 水防、消防及び救助に関する施設及び設備の整備に関する事項 水防、消防及び救助に関する通信施設、設備の整備及び消防機械、消防水利、水防、消防資機材、救助用具、救助物資、救護用具等の整備に関する計画</p> <p>11 都市の防災構造化に関する事項 安全な都市環境の実現を図るため、建築基準法及び消防法による規制、災害特性等に配慮した土地利用の誘導、避難地、避難路、延焼遮断帯、緊急用輸送路及び防災拠点等の整備、ヘリポート等の救援活動拠点の確保、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備事業等都市の防災構造化に関する計画</p> <p>12 災害時において危険な区域に関する事項 災害時において危険な区域の調査の実施、災害危険区域の指定及び行為規制等災害予防上必要な措置に関する計画</p> <p>13 水害に対する警戒避難体制の整備等に関する事項 水害に対する危険区域等の情報の公表、周知、水害を防止するための情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、監視・観測機器の設置、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する計画</p> <p>14 土砂災害危険箇所における警戒避難体制の整備等に関する事項 土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区等における土砂災害を防止するため、土砂災害危険箇所等の住民への周知、土砂災害予報システムの整備等情報の収集及び伝達、災害に対する予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する計画</p> <p>15 学校、病院、工場、事業場、百貨店、旅館、地下街、高層建築物等の災害予防措置に関する事項</p>	<p>14 浸水想定区域の指定に関する事項 <u>浸水想定区域の指定があった場合、浸水想定区域ごとの、洪水予報の伝達方法（地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下施設がある場合、当該施設利用者への伝達方法を含む。）、避難場所、その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、及びこれらの公表周知方法。</u> また、このことについて、市町村防災会議の協議会が設置されている場合には、浸水想定区域の指定に関する事項について同協議会が市町村相互間地域防災計画において定める。</p> <p>15 [文章略、送り番号変更]</p> <p>16 土砂災害警戒区域の指定に関する事項 <u>都道府県知事より、土砂災害のおそれがあるとして土砂災害警戒区域の指定があった場合の、当該指定区域における情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項</u></p> <p>17 高潮対策に関する事項 <u>海岸保全施設の整備、高潮に強い地域づくり、防災体制の強化に関する事項。</u></p> <p>18 [文章略、以下送り番号変更]</p>
-----	---	--

児童、生徒、学生、従業者及び一般大衆に対する危険の防止のため、建築物の安全点検及び適切な配置設計、不燃堅牢化、建築基準法及び消防法による規制の徹底等に関する計画

(以下修正なしに付き本文略)

- 386 16 一般建築物等の安全性に対する指導に関する事項
- 387 17 文化財の災害予防措置に関する事項
- 387 18 防災営農体制の確立に関する事項
- 387 19 豪雪害の予防に関する事項
- 387 20 海上災害の予防に関する事項
- 387 21 航空災害の予防に関する事項
- 387 22 鉄道災害の予防に関する事項
- 387 23 道路災害の予防に関する事項
- 387 24 原子力災害の予防に関する事項
- 387 25 漏電、爆発事故の防止に関する事項
- 388 26 石油コンビナート等特別防災区域等における災害の予防に関する事項
- 388 27 石油等危険物の大量流出及び有害物質の漏洩による災害の予防に関する事項
- 388 28 大規模な火事災害の予防に関する事項
災害に強いまちの形成及び火災に対する建築物の安全化に関する計画
- 388 29 林野火災の予防に関する事項
- 388 30 被害情報の収集・連絡等に関する事項
- 388 31 他機関との相互応援に関する事項

- 389 第2章 災害応急対策に関する事項
- 389 1 災害に対する予報及び警報の伝達並びに警告の方法に関する事項
- 389 2 災害時における防災関係職員の参集体制に関する事項
- 389 3 災害時における災害に関する情報等の収集に関する事項
- 389 4 災害時における広報宣伝に関する事項
- 389 5 避難（小、中学校の児童、生徒等の集団避難を含む。）に関する事項
- 389 6 水防活動、消防活動、救助活動及び医療活動に関する事項
- 389 7 災害対策用機材、建設機材の現況の把握及びその緊急使用に関する事項
- 389 8 技術者の現況の把握及びその従事命令に関する事項
- 389 9 災害時における食料その他の生活必需品及び復旧資材の需給計画に関する事項
- 389 10 災害時における動物の管理（衛生を含む。）及び飼料の需給計画に関する事項
- 389 11 災害時における幼児、児童、生徒及び学生の応急の教育に関する事項
- 390 12 災害時における遺体の処理に関する事項

390	13	災害時における廃棄物処理、防疫その他の保健衛生に関する事項
390	14	災害時における病虫害防除に関する事項
390	15	災害時における通信計画に関する事項
390	16	災害時におけるライフライン施設、公共施設の応急復旧計画に関する事項
390	17	災害時における交通輸送計画に関する事項
390	18	災害時における危険物の保安に関する事項
390	19	災害時における有害物質の漏洩の防止に関する事項
390	20	災害時における犯罪の予防、交通の規制その他社会秩序の維持に関する事項
391	21	災害時における自衛隊の災害派遣の効率化に関する事項
391	22	海上及び航空災害における捜索に関する事項
391	23	原子力災害に関する事項
391	24	石油等危険物の大量流出による防除に関する事項
391	25	災害時における応急工事に関する事項
391	26	二次災害の防止に関する事項
391	27	ダム、せき、水門等の管理に関する事項
391	28	被災者等に対する相談機能の充実に関する事項
391	29	災害時における高齢者、障害者等の福祉の確保に関する事項
392	30	災害時におけるボランティアの受入れに関する事項
392	31	義援物資、義援金の受入れに関する事項
393		第3章 災害復旧・復興に関する事項
393	1	災害復旧・復興の実施の基本方針に関する事項
393	2	災害復旧・復興上必要な金融その他の資金計画に関する事項
393	3	借地借家制度の特例の適用に関する事項
393	4	被災中小企業の振興その他経済復興の支援に関する事項
393	5	被災者の生活確保、生活再建等への支援に関する事項